

## 新型コロナウイルス感染症対策本部（第20回）

### 議事概要

#### 1 日時

令和2年3月18日（火）18時10分～18時38分

#### 2 場所

官邸4階大会議室

#### 3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣府副大臣 宮下一郎

国土交通副大臣 青木 一彦

警察庁長官 松本光弘

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹  
国家安全保障局長 北村 滋  
内閣官房副長官補 前田 哲  
内閣情報官 瀧澤 裕昭

#### 4 議事概要

##### 【厚生労働大臣】

国内のPCR検査陽性者は、本日までに868例で、191名の方が既に退院しております。また、国内の複数地域で小規模集団（クラスター）感染が発生しています。これらのうち、同一の場で5人以上の感染者の接触歴等が認められた13の集団について、昨日新たにクラスターマップを公表いたしました。また、昨日から東京へ、本日から群馬に専門家を派遣しております。感染拡大防止のためには、早期にクラスターの発生を把握し、集団発生の連鎖につながるリスクを下げべく、対策を講じることが重要であると考えております。

生活不安に対応するための緊急措置については、個人向け緊急小口資金等の特例について、学校休業に関わらず上限額を20万円とするとともに、当座の生活費に切迫している場合についてはより迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施することとしております。また、公共料金の支払いの猶予等について、一つは水道の料金について支払いが困難な事情がある者に対しては、支払い猶予等柔軟な対応をするよう要請します。社会保険料の納付について、国税と同様に、納付猶予制度がある旨を積極的に周知広報するとともに、猶予の申請・審査を極力簡素化し、原則として1年間は納付を猶予し、延滞金も軽減するといった施策を盛り込んでおります。

水際対策については、昨日の専門家会議において、海外での急激な流行の進展により帰国者及び訪日外国人が新型コロナウイルスを持ち込む蓋然性が高くなっており、海外からの移入との関連が疑われる事例が増していることから、これらの帰国者及び訪日外国人への対応を至急開始する必要があるとの指摘を受けたところです。これを受け、厚生労働省においては、関係省庁と連携し、水際対策の抜本的強化に向けた取組を行い、具体的にはヨーロッパ諸国、エジプト等からの入国者に対しても、隔離又は停留される者を除き、検疫所長が指定する場所に14日間待機し、公共交通機関を使用しないことを要請することとしています。

また、現在、PCR検査には、大体4時間から5時間かかりますが、その短縮を大幅に可能とする二つの簡易検査キットについて、現在のPCR検査と同程度の精度が確認された旨、本日それぞれの会社から発表される予定です。これによってこの検査キットを導入することで検査機関の検査時間の短縮が図られ、また医療機関等での検査実施の拡大にもつながるものと期待しているところです。

##### 【国家安全保障局長】

資料2の「水際対策強化に係る新たな措置」について御説明申し上げます。本資料は、本対策本部に先立って持ち回りにて開催された国家安全保障会議緊急事態大臣会合で決定されたものです。

まず、イタリア、スイス、スペインの一部地域及びアイスランド全域では、1万人当たりの感染者数がいずれも3人強から9人強に上っているとの情報があり、外務省ではこれらの地域の感染症危険情報をレベル3「渡航中止勧告」に引き上げています。こうした状況を踏まえ、感染者の本邦への流入を防止するため、これらの地域に14日以内に滞在歴のある外国人について、入管法による上陸拒否対象といたします。

検疫の強化については、シェンゲン協定全加盟国及びそれ以外の欧州諸国においても感染が拡大していることから、外務省はこれらの国の感染症危険情報のレベルを順次引き上げております。そこで、シェンゲン協定地域・欧州内のモビリティの高さに鑑み、資料に記載の欧州諸国からの入国者に対する14日間の待機要請及び公共交通機関使用自粛要請を実施いたします。

エジプトについては、アフリカ諸国の中で最も感染者数が増加しております。また、エジプトから帰国した邦人に多数の陽性反応が出ており、現に3月5日から10日までの間に、同国内での別々の観光ツアーに参加した邦人及びその家族等から、26件の陽性者が出ています。こうした状況に鑑み、専門家会議関係者の見解も踏まえ、エジプトからの入国者に対しても待機要請・公共交通機関使用自粛要請を行うことといたします。さらに、これに合わせ、これまで検疫強化の対象としていなかったイランからの入国者についても、同様の措置を講じることといたします。

これらの入国制限や検疫強化を実効的なものとするため、入国希望者の総量を抑制するとの観点から、資料の3にあるとおり、これらの国において発給された一次・数次査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を順次停止いたします。

なお、3月9日から中国及び韓国の航空便に対して講じている「到着空港限定措置」については、中国や韓国と異なり、今回の対象国からの本邦への航空機の到着空港は、そもそも成田、羽田、関空等、入管や検疫の体制が整っている都市圏の大規模空港に限定されていることから、実施いたしません。

措置の開始時期ですが、上陸拒否対象地域の追加については3月19日（木）0時から、検疫強化及び査証制限については、3月19日（木）の閣議了解を経て、周知期間を置き、3月21日（土）0時から開始することといたします。また、実施期間については、4月末までとし、状況に応じて更新ができるものといたします。

## 【法務大臣】

法務省としてはこれまで閣議了解等に基づき、中華人民共和国、大韓民国、イラン・イスラム共和国、及びイタリア共和国の一部地域、並びにサンマリノ共和国における滞在歴のある外国人等について特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。本日の政府対策本部における報告を踏まえ、新たにイタリア共和国のリグーリア州などの4州、スイス連邦のティチーノ州及びバーゼル＝シュタット準州、スペイン王国のマドリード州など4州、アイスランド共和国の全ての地域に滞在歴のある外国人についても特段の事情がない限り、上陸拒否することといたします。

法務省としては引き続き適正かつ厳格な上陸審査を行い、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための水際対策について万全を期してまいります。

## 【外務大臣】

世界各地で新型コロナウイルス感染症の感染者が引き続き増加する中、各国とも足並みを揃えつつ、水際対策の実施を含め、更なる感染拡大を防止することが極めて重要です。今般、新たな措置として、4月末日まで、感染者が拡大しており、日本への来訪者の多いEU加盟国や英国等の欧州各国、エジプト、イランの日本国大使館・総領事館で発給された一次査証及び数次査証の効力を停止することといたします。また、これらの国に対する査証免除措置の適用を順次停止することといたします。

加えて、日本国民に海外への渡航の是非、またはその延期の必要性について注意喚起するため、本18日、全世界に対し、「十分注意してください」に相当する感染症危険情報レベル1を発出いたします。レベル1ではありますが、レベル2の段階で発出する「海外への渡航の是非又はその延期の必要性について検討して欲しい」旨のメッセージも発出したいと思います。なお、資料にあるシェンゲン協定加盟国は、ヨーロッパの中で移動の自由が認められる国でありまして、かなりの数のEU加盟国が対象となる予定であります。

## 【内閣官房長官】

続いて、生活不安に対応するための緊急措置について、各大臣より関係する主な取組についての御発言をお願いします。

## 【総務大臣】

3月14日の記者会見において総理からもご発言がありましたとおり、生活に不安を感じておられる方々の不安を解消するための支援が重要です。総務省でも、「公共料金の支払猶予等」及び「地方税の徴収猶予等」に向けた措置を講じてまいります。

具体的には、固定・携帯電話料金の支払いについては、感染拡大の影響で支払が困難な方に対し、十分な猶予期間を設ける等の柔軟な措置を実施するよう、業界団体を通じ、関係事業者に要請いたします。

また、公営企業の上下水道・ガス料金については、それぞれの事業所管省庁の支払猶予の要請内容も踏まえ、地方公営企業制度を所管する立場として、総務省からも支払猶予について適切な対応を図るよう、地方公共団体に配慮を要請いたします。

NHKの受信料については、その不払いでサービスが停止されるものではなく、また、延滞利息は、支払期限から4か月間発生しないため、NHKに対して、それらの取扱いについて視聴者に丁寧に説明することを要請いたします。

更に、地方税については、地方公共団体に対して、徴収の猶予等について今般の状況に対応した適用の具体例等を示しつつ、納税者の置かれた状況に十分配慮して、迅速かつ柔軟に対応するよう要請いたします。

## 【経済産業大臣】

新型コロナウイルス感染症の拡大による景気悪化への懸念が高まる中、今後の生活に不安を感じておられる方々に対しては、安心して生活していただくための対策が必

要です。ライフラインの中で、経済産業省が所管する電力・ガスについて、コロナウイルスの感染拡大を原因として公共料金の支払いが困難となる事情がある方については、その置かれた状況を考慮し、支払いの猶予などに柔軟に対応いただくよう、電力・ガスの供給事業者に対して、明日、要請します。

#### 【財務大臣】

仕事がなくなり所得が減少するといった状況に直面している方々の、生活への不安に速やかに対応することが必要です。このため、個人向け緊急小口資金等の特例を拡大することとし、明日の閣議において、104億円の予備費の使用決定をお願いしたいと思います。また、国税の納付の猶予制度については、全国の国税局・税務署に対して、猶予の適用審査が迅速かつ柔軟に行われるよう、既に所要の指示を行っています。今後、猶予の適用にあたりましては、納税者からの問合せや相談を待つだけではなく確定申告相談等のあらゆる機会をとらえて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底していきます。

#### 【内閣官房長官】

それでは緊急措置について了承するという事によろしいでしょうか  
(「異議なし」の声)

#### 【文部科学大臣】

新型コロナウイルス感染症に関する研究開発については、治療薬やワクチンの開発、診断の迅速化等につながる技術を早期に確立するため、関係府省と連携し、科研費や日本医療研究開発機構を通じて緊急に必要な研究を支援しているところです。このような研究開発を進める上で、新型コロナウイルスを用いた遺伝子組換え実験を行う場合には、カルタヘナ法に基づく文部科学大臣の確認が必要となりますが、安全性を確保しながら、審査期間を大幅に短縮した優先的な手続きを進めており、現在までに、大学・研究機関や企業からの申請に対して19件の審査を完了いたしました。このような支援もあり、本日、東京大学から肺炎の治療薬「ナファモスタット」が、新型コロナウイルスの感染を阻害する可能性があるとして発表されており、今後の実用化に期待しております。引き続き、関係府省と連携して、緊急に必要な研究開発をしっかりと支援してまいります。

#### 【農林水産大臣】

農林水産省は、国民への食料供給を確保するため、酪農家、稲作・畑作農家、食品製業及び卸売市場等のサプライチェーン全般にわたる「業務継続に関するガイドライン」を13日にそれぞれ取りまとめました。ガイドラインは、地方農政局や関係団体を通じ、今週から全国の農家等に活用してもらえよう周知しているところです。

一方、農林水産業、食品産業では、イベントの自粛、外食需要の減少に伴い、価格の低下や出荷数量の減少が生じており、地方の生産現場からは不安の声が聞こえてきます。また、中国等の技能実習生の受入れについても、先の見通しが立たず、生産活

動への影響が懸念される状況になっています。生産者団体に対する人的協力の要請など、今、出来ることは既に取り組んでいます。引き続き、生産現場での声を聞き、その状況を詳細に把握し、必要な対策について検討してまいります。

#### 【国土交通大臣】

ヨーロッパなどは観光やビジネス等、様々な分野において我が国と関係が深い地域ですが、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大している現下の状況を踏まえ、国交省としても、今般の水際対策強化にかかる新たな措置について、航空会社、旅客への周知徹底を含め、その対応に万全を期してまいります。

直接的な影響を受ける航空業界は言うまでもなく、旅行業、宿泊業、バス・タクシー事業、飲食業、物品販売業など、裾野を広く中小企業を中心に構成される地域の観光関連産業にも大変深刻な影響が及んでおります。観光への依存度が高い地域におきましては、地域経済そのものの持続性が脅かされている状況です。観光関連産業の現場からは、例えば固定資産税や、入湯税などの公租公課、NHK受信料など公共料金の減免・猶予、旅館の仲居さんなどパートタイム労働者の雇用調整助成金の交付対象への追加、また就学児のいない通訳ガイドや建設職人など、個人事業主への支援を求めなどの、切実な声が寄せられております。国土交通省では、所管産業の事業の継続と雇用の維持を全力で支援するとともに、反転攻勢に向けた効果的な観光施策の準備を進めてまいります。関係各省におかれましても、ご協力お願いいたします。

#### 【西村国務大臣】

本日の対策本部から、副本部長を拝命いたしました。新型コロナウイルス感染症を新たに適用対象とした改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の担当大臣として、しっかりと対策に取り組んでまいりたいと考えております。各府省庁内において万が一省内で新型コロナウイルス感染症の発症者が出た場合の対応について、各府省庁において新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドラインに基づく業務継続計画、いわゆるBCPを作成していただいております。万が一発症者が出た場合は発症者の業務内容や行動範囲により対応は異なってきますが、各府省庁の業務継続計画に基づき行動してもらう必要があるため、是非確認をお願いします。

#### 【内閣総理大臣】

先週、WHO（世界保健機関）が欧州がパンデミックの中心となった旨を発表するなど、欧州において新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。そこで、今般、感染者数が拡大し、感染症危険情報をレベル3の渡航中止勧告に引き上げた、イタリア、スペイン、スイスの一部地域及びアイスランドについては、入管法による入国拒否対象地域に追加することとし、明日19日午前0時から効力を発生させるものとします。加えて、現在の感染拡大の状況等を踏まえ、シェンゲン協定全加盟国を含む欧州諸国はもとより、イラン及びエジプトの38か国について、更なる検疫の強化が必要と判断いたしました。これらの国々からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機要請及び国内における公共交通機関の使用自粛要請を行うこ

といたします。併せて、措置の実効性を担保し、入国希望者の総数を抑制する観点から、これらの国において発給された一次及び数次査証の効力を停止するとともに、査証免除措置の適用を順次停止いたします。今後手続きを進め、21日午前0時から運用を開始し、まずは4月末日までの間実施することといたします。

なお、現下の世界での感染拡大状況に鑑み、本日、全世界を対象に、感染症危険情報レベル1を発出し、国民の皆様、地域を問わず、全ての海外への渡航の是非又はその延期の必要性について注意喚起することといたします。

また、景気悪化への懸念が高まる中において、仕事がなくなるなどにより、公共料金の支払が難しいといった方々も出てくるのが懸念されるところであり、生活に不安を感じておられる方々への追加的な措置が急務です。まず、第2弾の緊急対応策で設けた、返済免除特約付き緊急小口資金について、学校休業の影響の有無に関わらず、個人事業主等の世帯についても、貸付限度額を10万円から20万円に引き上げ、生活への不安に対応します。併せて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施します。

公共料金についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金の支払が困難な事情がある方に対しては、それぞれの方の状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう、各大臣から要請してください。

国税・社会保険料についても、猶予の申請や審査について極力簡素化の上、原則として1年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講じたところであり、積極的に周知広報してまいります。地方税についても、徴収の猶予等、迅速に対応するよう地方公共団体に要請します。こうした取組により、年度末を控え、仕事がなくなるといった状況に直面している方々への当面のセーフティネットをしっかりと張ってまいります。

様々なイベントの中止、人の移動の制限等により、世界全体で経済活動が縮小しており、我が国経済にも甚大な影響を及ぼしています。この国際的な非常事態に対応するため、先日のG7首脳との電話会談では、各国があらゆる政策手段を用い、できる限りの政策対応を行うことで一致いたしました。我が国においても、このマグニチュードに見合うだけの必要かつ十分な経済財政政策を講じていかなければなりません。今は、感染拡大を抑えることが最優先ですが、その後は、日本経済を再び確かな成長軌道へと戻していくため、一気呵成に、思い切った措置を講じていく考えです。その具体策を立案していくため、明日から短期間のうちに、今般の感染拡大によって影響を受けている分野を中心に、国民各層の幅広い有識者にお集まりいただき、地域の声、現場の声をお伺いするヒアリングを、集中的に実施いたします。こうした声に耳を傾け、地域経済の実情を十分に踏まえながら、この難局を乗り越えるために真に必要な政策を政府与党が一丸となって、磨き上げてまいります。

最後に、これまで開発を進めてきたPCR検査の簡易検査機器も、本日、2種類の機器について開発が完了し、今後、活用していくことを決定しました。そのうちの1つは、これまで6時間近くかかっていた検査を1時間程度に短縮するものであり、今後、医療機関等での簡便かつ迅速な検査が可能となります。引き続き、検査体制の充実に努め、感染拡大の防止にも全力を挙げてまいります。

以 上